

〔別表〕手数料表（求人）

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

<有料職業紹介手数料表>

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<成功報酬> （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 （内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に 支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の <u>50 %</u> * 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<着金> <u>300,000 円</u> <活動 1 日あたり> <u>50,000 円</u> <成功報酬> 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50 %</u> * 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料を最大として個別契約で手数料を申し受けます。

なお、上記手数料には消費税は含まれておりません（別途加算）。

(2) 紹介手数料の返戻金制度について

職業紹介事業に係る手数料の返戻金制度は、紹介により就職した求職者が、入社前、もしくは入社後に求職者の都合により内定辞退、および退職した場合、以下を基本とし成功報酬を返戻する制度を設けています。尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

返戻金制度の対象期間	返戻金額
入社前の辞退の場合	成功報酬の 1 0 0 %を返戻
入社より 1 ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の 8 0 %を返戻
入社より 2 ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の 5 0 %を返戻
入社より 3 ヶ月以内の退職の場合	成功報酬の 3 0 %を返戻